

## 二、第4条第1項第2号、第3号及び第5号（国の紋章、記章等）

第2号 パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国の紋章その他の記章（パリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法条約の締約国の国旗を除く。）であつて、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第3号 国際連合その他の国際機関を表示する標章であつて経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標

第5号 日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の印章又は記号のうち経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の標章を有する商標であつて、その印章又は記号が用いられている商品又は役務と同一又は類似の商品又は役務について使用をするもの

1. 下記例示は、「経済産業大臣が指定するもの」であり、これらは官報に掲載されている。

第2号関係：



不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）第四条第一項及び商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第二号の規定に基づき、アメリカ合衆国の記章を次のように指定したので、告示する。

第四家 商標に関する法令 アメリカ合衆国の記章指定  
○アメリカ合衆国の記章指定  
〔昭和五十一年八月六日〕  
〔通商産業省告示第三百五十六号〕  
（この告示は、平成六年四月二十六日通商産業省告示三〇〇号により、商標法（昭和三十四年四月二十三日法律第二百二十七号）第四条第二号の規定に基づいて指定されたものとされる。）

第3号関係：



商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第三号の規定に基づき、国際原子力機関の標章を指定し、平成六年五月一日から適用する。  
昭和三十五年十二月十七日通商産業省告示第六百八十一号は、平成六年四月三十日限り、廃止する。  
一 国際原子力機関  
二 International Atomic Energy Agency

○国際原子力機関の標章指定  
〔平成六年四月二十六日号外〕  
〔通商産業省告示第二百五十四号〕

第5号関係：



不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）第四条第三項及び商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第四条第一項第五号の規定に基づき、ブラジル連邦共和国政府が用いる印章を次のように指定したので、告示する。

○ブラジル連邦共和国政府が用いる印章指定  
〔昭和五十七年三月十三日〕  
〔通商産業省告示第百号〕  
（この告示は、平成六年四月二六日通商産業省告示三〇二号により、商標法（昭和三十四年四月一三日法律一二七号）四條一項五号の規定に基づいて制定されたものとされる。）

（注）以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[41.103.01](#) 外国の地名等に関する商標について

[42.103.01](#) 商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について

○[審判決要約集（第4条第1項第2号、第3号及び第5号）](#)